



Wetland City
N I I G A T A



新潟市の鳥
「ハクチョウ」

新潟市湿地プロジェクト 補助金募集要領(手引き)

【令和6年度後期】	
受付期間	令和6年9月2日(月) から 10月1日(火)
事業期間	令和7年3月31日(月)までに実施するもの

里潟の保全・再生、利活用、交流・学習など湿地におけるさまざまな市民活動を支援し、その活動成果を広く情報発信してもらうことで、ラムサール条約の湿地自治体認証を受けた新潟市を市内外に広くPRし、「国際湿地都市N I I G A T A」の確立を目指します。

新 潟 市

新潟市湿地プロジェクト補助金募集要領

1. 補助制度の目的

里潟の保全・再生、利活用、交流・学習など湿地におけるさまざまな市民活動を支援し、その活動成果を広く情報発信してもらうことで、ラムサール条約の湿地自治体認証を受けた新潟市を市内外に広くPRし、「国際湿地都市N I I G A T A」の確立を目指します。

2. 募集事業の概要

たとえば、こんなことができます。下記の例に限らず、さまざまな提案をしてください。

2. 湿地の利活用（ワズユース）

- ・ 水辺での地域イベント
- ・ 水上でのアクティビティ体験会
- ・ 水辺のウォーキングイベント
- ・ 捕獲した生態系被害防止外来種※の試食会
- ・ 刈ったヨシ等の有効活用

3. 湿地の交流・学習

- ・ 勉強会の開催
- ・ 調査・研究とその発表
- ・ 生物の観察会
- ・ グループ間の交流
- ・ 本・冊子の作成

1. 湿地の保全・再生

- ・ ゴミひろいなどの環境美化活動
- ・ 草刈り／ヨシ刈り、ドロさらい
- ・ ホタルやトンボの生息環境づくり
- ・ 生態系被害防止外来種※の駆除
（※ウシガエル、アメリカザリガニ、アカミミガメ、アレチウリ等）

○活動成果の情報発信

実施した1～3の活動について、広く情報発信※をしてください。
（※「7. 手続き・活動の流れ」参照）

（参考）ラムサール条約について

正式には「特に水鳥の湿地水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」と言います。

○条約で定義する「湿地」の例



○条約の3つの柱（促進する活動）



3. 補助対象となる活動および団体

新潟市内の^{※1}湿地において^{※2}活動を行う^{※3}団体とします。

※1 湿地とは	・ラムサール条約で定義する湿地を指します。潟などの湖沼のほか、河川や水田なども含まれます。(前頁)
※2 活動とは	<p>・湿地において「保全・再生」、「利活用」又は「交流・学習」に資する活動を行い、その活動成果を情報発信※するものを指します。 (※発信方法については、申請者自らが実施するほか、市や他団体の実施事業・メディアを利用することも可能です。)</p> <p>・以下の活動は、対象となりません。 1) 営利を主たる目的とする活動※ (※活動の一部に収益事業を含むことは構いません。) 2) 集客イベントで、特定の者だけを参加対象とするもの</p> <p>・以前から継続実施している活動の場合、この補助金の活用によって活動内容に追加や変更があるものが対象となります。</p>
※3 団体とは	<p>・営利、非営利を問いません。 ・個人の場合は5人以上のグループとします。 ・研究者や学生による調査・研究の場合は、所属する学校等とします。</p>

下記の点にもご注意ください。

- ・新潟市暴力団排除条例その他の法令に抵触しないこと
- ・政治、宗教などに関する活動でないこと
- ・公の秩序又は善良な風俗に反するものでないこと

4. 補助対象経費

事業に直接要するもので、別表で示す必要最低限の経費を対象とします。

なお、下記の点にご注意ください。

- ・交付決定日より前に支払った経費は、補助対象となりません。
- ・国や他の地方自治体から補助金を受けた場合、その補助金額を補助対象経費から差し引きます。
- ・新潟市の他の補助金を受けた経費については、補助対象経費とすることはできません。

5. 補助金額 【令和6年度後期分予算：250万円】

補助金の額は、補助対象経費（税抜き）に以下の補助率をかけて算出した金額となります。

(1,000円未満切捨て)

申請内容の審査により、事業費の見直しをお願いする場合、又は交付されない場合があります。

補助限度額	補助率
50万円	事業費25万円以内の部分 : 1/1
	〃 を超える部分 : 1/2

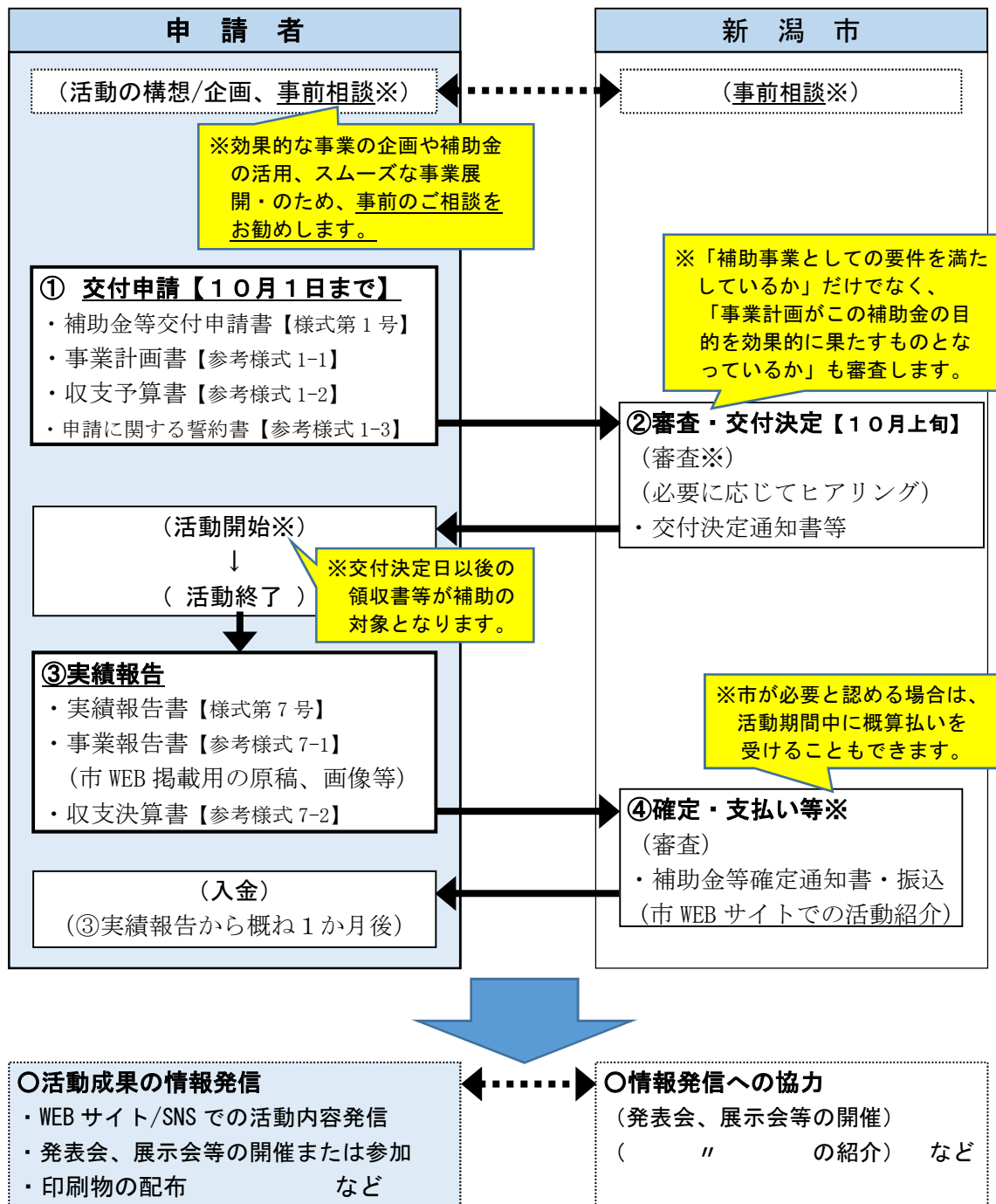
- 例
- 〔事業費25万円の場合：補助金25万円
 - 〔事業費40万円の場合：補助金32万5千円 {25万円×1/1 + (40万円－25万円) × 1/2}

6. 募集期間 【令和6年度後期】

申請受付期間	令和6年9月2日(月) から 10月1日(火)
対象となる事業期間	令和7年3月31日(月)までに実施するもの

事業は令和7年3月31日までに完了する必要があります。

7. 手続き・活動の流れ



8. 交付決定後の注意事項

(1) 補助事業の取り消し

事業者が次のいずれかの事由に該当すると認められるときは、補助金交付決定の一部または全部を取り消します。なお、すでに補助金を受けていた場合は返還していただきます。

- ① 偽りや、その他不正の手段により補助の決定を受けたとき
- ② 補助金を当該事業以外の用途に使用したとき
- ③ 補助決定の内容、またはこれに付した条件に違反したとき

(2) 収益納付について

事業の結果により収益（収入から支出を引いた額）が生じた場合には、補助金交付額を限度として収益金の一部または全部に相当する額を新潟市へ返納することが必要となります。

(3) イベント保険について

不特定多数が参加する事業を開催する場合、万が一に備えてイベント保険に加入してください。当該保険料は補助対象経費となります。

(4) チラシやWEB ページ等の制作について

広報チラシやポスター、パンフレット等の制作、WEB による情報配信をされる場合は、補助金に関する情報公開および「国際湿地都市NIIGATA」のPRのため、下記枠内の文言およびロゴマークを掲載してください。

確認のため、印刷・アップロードの前に新潟市に校正段階のデータ等をお送りください。



(参考：左の四角は条約のロゴ、その右の四角と「Wetland City NIIGATA」は同条約の湿地自治体認証を受けた都市で構成する世界湿地都市ネットワークのメンバーであることを表します。)

(参考) 湿地自治体認証について

条約の決議に基づき、湿地の保全・再生、管理への地域関係者の参加、普及啓発、環境教育等に関する国際基準を満たす都市に対して認証を行うものです。2022年、新潟市は日本で初めてこの認証を受けました。

認証を受けた17か国43都市(2024年6月現在)は「世界湿地都市ネットワーク」(右はそのロゴ)を構成し、メンバー同士の情報交換・交流を通じて、世界のモデルとなる取組みを行っています。



9. 事業完了後の注意事項

(1) 関係書類の整備・保存

補助を受けた事業にかかる経費の収支を明らかにする書類の原本全て、および帳簿を備え、少なくとも事業完了の日から5年を経過した最初の3月31日まで保存しておかなくてはなりません。

(2) 補助金で購入した物品の取扱い

補助金で購入したものの転売など、事業以外の目的での使用は禁止します（新潟市が必要と認めた場合を除く）。

10. 相談窓口・申請書提出先

申請書は、下記まで電子メール、郵送、または直接ご提出ください。

新潟市環境部環境政策課

〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602番地1

（ご来庁の場合、開庁時間は平日午前8時30分から午後5時30分です。）

電話 025-226-1359

E-mail kansei@city.niigata.lg.jp

別表 「4. 補助対象経費」関係

支出の各費目について、次のとおり補助金対象基準を設定します。証拠書類、理由書等の提出が必要となりますので、支出にあたっては十分にご注意ください。

費目	対象となる経費	対象とならない経費
賃金	・業務・事務を補助するために臨時的に雇用した者（アルバイト等）の賃金	・補助対象者及びその構成員の人件費
謝金	・講師、講演者・出演者、専門家等に対する謝金、	・補助対象者及びその構成員に対する謝金
旅費	・活動に必要な人数についての、最も経済的な通常の経路に係る旅費	・補助対象事業に要する経費を超える旅費
消耗品費	・1品3万円未満の物品・景品類等の購入費	・補助対象事業に直接関係しない消耗品費 ・販売目的の物品等の購入費又はその原材料費 ・換金性（ギフト券等）が高い景品
燃料費・水道光熱費	・宅配、移動販売事業等の車両に係る燃料費 ・事業で使用する水道、電気、ガスの使用料	・補助対象事業に要した費用と明確に区別できないもの
印刷製本費	・チラシ、ポスター等の印刷費用 ・会議資料の印刷費	・補助対象事業に直接関係しない印刷費
通信費	・文書・景品類等送付のための郵便料・宅配料	・補助対象事業に直接関係しない郵便料・宅配料
保険料	・イベント保険掛金、ボランティア保険掛金	・補助対象事業に直接関係しない保険料
委託料	・会場設営、イベントの企画・運営、警備 ・システム等開発、動画コンテンツの制作 ・調査、分析業務 ・事業実施に必要な研究や研修	・補助対象事業を再委託する経費 ・補助対象事業に直接関係しない委託料
使用料および賃借料	・会場、機材、什器・備品等の使用料や賃借料 ・宅配、移動販売事業等の車両の借上料 ・キャッシュレス決済端末の借上料	・補助対象者及びその構成員が所有するものの使用料や賃借料

※領収書等で具体的な品目、数量が確認できないもの、その他補助対象事業に係る経費と明確に区分できない場合は、一部または全部が補助対象外となる場合があります。

※消費税及び地方消費税は補助対象経費に含まれません。